

今帰仁村と指定管理者のリスク分担表

項目	内容	負担者	
		今帰仁村	指定管理者
物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費の増		○
周辺地域・周辺住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望の対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運用業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、渇水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他今帰仁村又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設・設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議 (※対策不備によるものは指定管理者の負担とする)	
書類の誤り	仕様書等村が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
支払い遅延	指定管理者の責めに帰すことのできない事由により村からの支払い遅延によって生じた場合	○	
	上記以外の場合		○
備品の損傷	既存備品が経年劣化により損傷した場合	指定管理業務に係るもの	○
		自主事業に係るもの	○
	既存備品が指定管理者の管理瑕疵により損傷した場合		○
	指定管理者が新規に購入した備品の損傷		○
施設・設備の損傷等による修繕	経年劣化によるもの又は第三者による行為により生じたもので相手方が特定できないもの	建物・施設のひび割れ、雨漏り等建物・施設に欠陥が生じた場合	○ (見積額10万円以上)
		建物内外・施設の電化製品・機材・配線及び配管等設備の修繕	○ 軽微な修繕 (見積額10万円未満)
	指定管理者が施設の利用促進のための自主的に行う修繕等		○
施設利用者や第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報遺漏・犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理者業務が完了した場合又は期間中途における業務停止した場合における事業者の撤収費用・引継ぎに要する費用		○